**大阪府研修修了要件取扱要領（処遇改善等加算Ⅱ）**

**【保育所・地域型保育事業所】**

**１ 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修**

**（１）保育士等キャリアアップ研修**

保育士等キャリアアップ研修は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年４月１日付雇児保発0401第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の６に基づき指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）又は都道府県が実施する研修

ア　職位・役職ごとに修了すべき研修分野

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修分野（各分野１５時間以上） | 副主任保育士 | 専門リーダー | 職務分野別リーダー |
| 専門分野別研修 | 乳児保育 | **専門分野別研修****のうち３つ以上の****研修分野を修了** | **専門分野別研修****のうち４つ以上の****研修分野を修了** | **職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む１つ以上の研修分野を修了** |
| 幼児教育 |
| 障がい児保育 |
| 食育・アレルギー対応 |
| 保健衛生・安全対策 |
| 保護者支援・子育て支援 |
| マネジメント研修 | **必須** |  | ※１ |  | ※１ |  |
| 保育実践研修 | ※２ | ※２ | ※２ |

マネジメント研修は、副主任保育士に限り、必須要件。

※１ 専門リーダーと職務分野別リーダーについては、令和元年度までに修了していたものに限り、修了要件研修に含めることができる。

※２ 保育実践研修は、令和元年度までに実施されたものに限り、修了要件の研修に含めることができる。

イ　園内研修の取扱い

府知事が指定した研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修における、園内

研修による１分野最大４時間の研修受講時間の短縮については当分の間行わない。

**（２）旧免許状更新講習及び免許法認定講習**

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和４年法律第40号）の一

部施行（令和４年７月１日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習及び免許法認定講習のうち、「ガイドライン」の研修（保育実践の研修分野を除く）の内容等を満たし、かつ、同一分野を１５時間以上履修していると認められる場合に限って、大阪府における保育士等キャリアアップ研修の当該分野を修了したものとみなす。

**２　研修修了要件の確認方法**

各園の園長は、研修の内容等を個人からの証拠書類により確認の上、研修受講履歴確認表（別

表）を作成する。処遇改善等加算Ⅱの申請時に加算認定自治体へ提出することは不要。

※ただし、新たに処遇改善等加算Ⅱの適用を受ける園及び処遇改善等加算Ⅱの申請を計画書で

対応する園については、処遇改善等加算Ⅱの申請時に研修受講履歴確認表（別表）を添付し、

加算認定自治体に提出すること。

※ 原則、証拠書類の添付は不要であるが、必要に応じて研修受講履歴確認表（別表）及び以

下の証拠書類の提出を求めることがあるため、園及び個人で適切に管理すること。

【研修修了を証する書類例】

・保育士等キャリアアップ研修修了証

　　　　・大学等が発行する「更新講習修了書（履修証明書）」

・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」または「改正法附則第２条第３項第

３号の確認証明書」

※ 時間数の合計が１つの分野で１５時間以上とする

**３　研修修了要件の適用時期について**

　　加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに下記研修分野を修了する必要がある。

（１）副主任保育士、専門リーダー

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 上記１の修了すべき研修分野のうち修了要件の研修 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度以降 |
| １分野以上 | ２分野以上 | ３分野以上 | ４分野以上 |

　※副主任保育士は、令和８年度にはマネジメント研修の修了が必須

（２）職務分野別リーダー

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記１の修了すべき研修分野のうち修了要件の研修 | 令和５年度 | 令和６年度以降 |
| 適用なし | １分野以上 |

**４　その他**

（１）前年度以前に、他の加算認定自治体で研修修了要件が認められた研修分野については、個人の管理のもと、原則としてその認定を引き継ぐものとする。

（２）幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に勤務することになり、上記１で定める研修を修了していない場合、幼稚園又は認定こども園において必要となる研修を、それぞれ必要な時間以上修了していることを確認できる場合、保育所又は地域型保育事業者において必要となる研修要件を満たすものとする。ただし、副主任保育士に限って課されるマネジメント分野については、１５時間以上のマネジメント分野に係る研修修了が必須となる。

（３）この要領は国通知・ＦＡＱ等の改訂等により変更する場合がある。

附　則

この要領は、令和５年（2023 年）３月 31 日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年（2024 年）４月 12 日から施行する。